

## 社会福祉法人北信福社会行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年 4月 1日～平成32年 3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：育児休業等の制度及び関連制度についてのパンフレットを作成して職員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 平成27年 4月～ 職員向けのパンフレット検討開始
- 平成27年10月～ 育児休業制度に関するパンフレットの作成・配布及び掲示等による職員への周知

目標2：年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間5日以上とする。

<対策>

- 平成27年 4月～ 職員の現在の取得状況を調査し、集計開始
- 平成27年10月～ 職員向けの有給取得促進のためのポスターを作成し、掲示

目標3：若年者に対する就業体験の機会を増やすため、ホームページ等で広く呼びかける。

<対策>

- 平成27年 4月～ ホームページ掲載原稿検討開始
- 平成27年 6月～ 法人ホームページ掲載